

札監（住）第3－4号

平成29年（2017年）2月14日

請求人 X 様

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	宮	村	素	子
同	涌	井	国	夫

住民監査請求の取扱いについて（通知）

平成28年12月16日付けで、あなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象としては不適法と判断されますので、これを受理せず、却下します。

記

1 本件請求の要旨

請求人から提出された「札幌市職員措置請求書」と平成29年1月20日付け「札幌市職員措置請求書（住民監査請求）の補正についてに対するご回答」の内容を要約すると、本件請求の要旨は次のとおりである。

- (1) 平成28年度の札幌市軌道事業会計において、交通事業管理者は、給与費（一人平均1,100万円超）、法定福利費（一人平均226万円）及び厚生福利費を支払っている（予算計上している）が、平成26年勤労者世帯の年間収入は712万8千円であり、市民感覚から見ても高額過ぎるため不当である。また、上記のように高額な給与等を支払うことは、民法（明治29年法律第89号）第90条に違反している可能性があり、仮に、同法違反があったと認められた場合、全ての札幌市民に、国家賠償

法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の損害賠償を求める権利がある。

- (2) 軌道事業は、平成27年度決算において赤字を出しており、平成28年度予算において経常損失を計上しているにもかかわらず、平成28年度に、市長は一般会計から軌道事業会計に対し繰出金及び補助金の支出を行っている。このような支出についても、民法第90条違反及び国家賠償法第1条第1項による損害賠償が問題となる。
- (3) 監査委員は、軌道事業における在籍車両数等について、平均車齢が46年7月（平成27年度）であること及び32台の車両のうち、30台が20年以上のものであることを認識しており、車両の耐用年数が13年であることも知っていたと思われる。市民感覚として、耐用年数13年のものを46年使っていることに、危険があるのではと思う。市民や現場職員の安全を確保するため、監査委員は、財産の管理を怠る事実があるかについて監査すべきであったところ、これを怠ってきた。
- (4) 上記(1)ないし(3)の結果、市には、不当な支払を行わされるという損害が生じている（少なくとも、支払った給与等のうち、712万8千円を超える部分は損害）。したがって、今後、これらの行為を防止、是正し、時効まで遡及して損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求制度の趣旨とその対象行為

住民監査請求制度は、自治体行政における財務会計上の過誤に対して、その是正のため、個々の住民に監査委員に対する監査請求を認めることにより、自治体行財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を擁護することを目的としている。

そして、住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている（法第242条第1項）。

また、住民監査請求においては、上記の請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示することが必要とされ

るとともに（東京地方裁判所平成3年3月27日判決）、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示し、これらを証する書面を添えて請求しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

(2) 本件請求の適法性

上記(1)を踏まえ、本件請求が、住民監査請求として適法性を有するかどうかについて検討する。

ア まず、上記1(1)は、軌道事業に従事する職員に対する給与等の平均支給額が高額であることを理由に、軌道事業会計における給与等の支給が不当であり、民法第90条に違反するという主張と解される。しかしながら、この主張は、同事業に従事する職員の給与水準が高額であることを、請求人の主観によって指摘しているにすぎず、支出行為の不当性を、具体的な理由により摘示しているとは認められない。

また、職員には、勤務実態が一切存在しないなどの場合を除き、労働の対価として給与の支給を受ける権利があり、全ての給与の支給が不当となることは現実的にあり得ない。したがって、当該給与に係る支出のうち、不当である部分を特定認識できるように個別的、具体的に摘示する必要があるところ、本件請求においてはなされていない。

なお、請求人によれば、軌道事業会計において、一人平均1,100万円を超える給与が支給されているとのことであるが、これは、請求人により添付された「平成28年度 各会計予算説明書[企業会計]」の給与費明細書（軌道事業会計）から、給与費の総額を職員数（再任用短時間勤務職員を除く）で除した金額と推察される。しかしながら、ここにいう職員数とは、報酬又は賃金をもって支弁される職員（非常勤職員又は臨時的任用職員）を除いた、いわゆる正職員の数であることから、算出上の整合性を欠いているといわざるを得ない。このため、同明細書から、正職員（再任用短時間勤務職員を含む）に係る平均給与（給料及び手当等）を改めて算出してみると、その額は748万3千円となる。

イ 上記1(2)は、予算上、赤字が見込まれる軌道事業会計に対し、一般会計から繰出金等の支出を行うことは不当であり、民法第90条に違反するという主張と解される。しかしながら、対象とする事業が赤字であるからといって、当該事業への一般会計からの繰出しが直ちに不当となるものではなく、住民監査請求におい

ては、赤字である事業に対する繰出しが、なぜ不当であるのか具体的な理由が求められるというべきところ、本件請求においては何ら示されていない。

ウ 上記1(3)は、軌道事業について、監査委員は監査を怠ってきたという主張であるが、監査委員が行う監査については、そもそも住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらない。

なお、請求人は、毎事業年度に行われる減価償却に係る耐用年数を超えている車両が存することを指摘し、市民の安全確保などについて監査委員の回答を求めるとしているが、一般的に、鉄軌道事業の用に供する車両の使用年数に係る法律上の規制はなく、事業者は、法定点検等により、車両の安全性等を確認しながら使用するものである。また、各事業者に対しては、監督官庁である国土交通省が保安監査を実施することとされている。

(3) 結論

以上により、本件請求は、その余の点を検討するまでもなく地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断する。